

I 情報公開制度の実施状況

1 請求の受付・処理件数

本組合では、より開かれた事業の推進を目指して、組合で保有している情報について、どなたでも閲覧や写しの交付を請求できる情報公開制度を実施しています。

令和6年度の情報公開請求及び請求に対する決定は1件でした。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務及び目的外利用等の届出状況

本組合では、より公正で信頼される事業の推進を目指し、組合で保有している個人情報について、取扱いのルールを定めるとともに開示、訂正等を請求できる個人情報保護制度を実施しています。この制度において、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始する場合には、どのような個人情報を収集し、どのような目的に利用するかを明らかにするため、個人情報取扱事務届出書による届出を義務付けています。

なお、届出の内容を変更する場合や廃止する場合にも届出が必要となっています。

また、実施機関が管理している保有個人情報について、その収集の目的の範囲を超える保有個人情報の利用又は組合以外のものに保有個人情報の提供（以下「目的外利用等」という。）したときにも、管理者への届出が義務付けられています。

令和6年度における個人情報取扱事務の届出及び目的外利用等の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出及び目的外利用等の届出状況

実施機関	個人情報取扱事務の届出件数			目的外利用等 届出件数
	開始	変更	廃止	
管理者	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

2 自己に関する個人情報の開示請求の受付・処理件数

令和6年度の自己に関する個人情報の開示請求の受付、処理件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別の受付・処理件数

実施機関	受付件数	処理件数			
		全部開示	部分開示	不開示	合計
管理者	26	16	10	0	26
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	26	16	10	0	26

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。また、受付後に取下げが行われることがあります。したがって、受付件数と処理件数の合計は、一致しないことがあります。

3 不開示情報の内訳

令和6年度の部分開示決定は10件、不開示決定はありませんでした(表2)。不開示情報の内容・内訳は、表3のとおりです。
なお、請求に対する審査請求はありませんでした。

表3 不開示情報の内訳

不開示の理由	根拠法令(※2)	件数
開示請求者等の生命、健康等を害するおそれがある情報	第78条第1項	
開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第2項	10
法人等に関する情報で、開示することにより当該法人等の権利・利益等を害するおそれがある情報	第78条第3項	
国の安全を害する等との信頼関係を損なうおそれのある情報	第78条第4項	
審公共の安全等に関する情報	第78条第5項	
国の機関、独立行政法人等の内部又は相互間の審議、検討、協議に関する情報であり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報	第78条第6項	
国の機関等の事務又は事業に関する情報であり、監査、検査、取締り、試験等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報	第78条第7項	
文書不存在		
合計		10

※ 1件の請求に対し複数の理由による決定が行われることがあります。

4 訂正等の請求件数

自己の個人情報について事実には誤りがあると認めるときは訂正請求を、条例

の規定に違反して自己情報を収集したと認めるときは削除請求を、条例の規定に違反した自己情報の利用等をしていると認めるときは、利用等の中止の請求をすることができます。

令和6年度は、訂正請求、削除請求、利用等の中止請求のいずれもありませんでした。